

図解とQ&Aで実務がわかる『法定調書のすべて』追補

平成26年度税制改正による法定調書の改正について、追補を作成いたしました。

改正内容の理解と日々の法定調書の実務に、本書に併せてご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、下記の改正内容については、平成26年6月1日現在の法令等に基づき、平成27年1月31日が提出期限となる法定調書を中心にしてその概要を記載しています。

一般財団法人 大蔵財務協会

1 国外証券移管等調書制度の創設

- (1) 金融商品取引業者等は、その顧客からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称及び住所、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄等の一定の事項を記載した国外証券移管等調書を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、その国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました（国外送金等調書法4の2、4の3、国外送金等調書令9の2～9の5、国外送金等調書規則11の2～11の5）。
- (2) この改正は、平成27年1月1日以後に金融商品取引業者等の営業所等の長に依頼する国外証券移管等について適用されます（改正法附則137②）。

2 調書等の提出の特例の改正

- (1) 調書等を提出すべき者が、一定の事項を記載した申請書を、その調書等を提出すべき所轄税務署長に提出して承認を受けた場合には、その者は、その所轄税務署長以外の税務署長に対し、その調書等の記載事項を電子情報処理組織（国税電子申告・納税システム（e-Tax））を使用して送信する方法又はその記載事項を記録した光ディスク等を提出する方法のいずれかの方法により提供することができることとされました（所法228の4③、所令355②、所規97の4⑥⑦、相法59⑥、相令30④、相規30⑨⑩、措法42の2の2③、措令27の3②、措規19の16⑥⑦、国外送金等調書法4④、4の3②、国外送金等調書令9②、9の5、国外送金等調書規則11⑥⑦、11の5）。

なお、所轄税務署長は上記の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知することとされていますが、その申請書の提出の日から2月を経過する日までにその旨の通知がなかったときは、同日にその承認があったものとみなすこととされました（所令355③④、相令30⑤⑥、措令27の3③④、国外送金等調書令9③④、9の5）。

また、所轄税務署長以外の税務署長に対して行われた調書等の記載事項の提供については、本来の調書等の規定に基づき書面により所轄税務署長にその提出が行われたものとみなして、調書等の提出に関する質問検査権、身分証明書の携帯等及び罰則の規定が適用されることとされました（所法228の4④、相法59⑦、措法42の2の2④、国外送金等調書法4⑤、4の3②）。

(2) 調書等を提出すべき者が、調書等の提出に代えて調書等に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出する場合の申請書を提出した場合において、その申請書の提出の日から2月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかったときは、同日にその承認があったものとみなすこととされました（所令355④、相令30⑥、措令27の3④、国外送金等調書令9④、9の5）。

(3) 上記(1)の改正は、平成26年4月1日以後に提供する調書等の記載事項について適用されます（改正法附則21、37②、76①、137①）。ただし、国外証券移管等調書については平成27年1月1日以後に提供する記載事項について適用されます（改正法附則137②）。

上記(2)の改正は、平成26年4月1日以後に提出する光ディスク等による提出に係る承認申請書について適用されます（改正所令附則15、改正相令附則6、改正措令附則18、改正国外送金等調書令附則②）。

➡ 本書327ページ「第9部 法定調書の提出方法の特例等」参照

3 利子、配当、償還金等の受領者の告知の改正

(1) 次に掲げる告知書については、これらの告知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました（所法224⑥）。

- ① 無記名公社債に係る利子等の受領者の告知書
- ② 無記名割引債の償還金の受領者の告知書

(2) この改正は、平成26年4月1日以後に支払を受ける利子、配当若しくは収益の分配又は償還金について適用されます（改正法附則20①）。

➡ 上記(1)①については、本書190ページ「第2款 無記名式の公社債等・株式等に係る利子等の場合」参照

➡ 上記(1)②については、本書251ページ「第1節 償還金の支払を受ける者の告知書の提出等」参照

4 株式等の譲渡の対価の受領者等の告知の改正

(1) 次に掲げる申請書等については、これらの申請書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。

- ① 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が告知すべき事項を記載した帳簿を作

成するための申請書（所令343③）

② 上記①の申請書の提出をした者が氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合に提出する届出書（所規81の21③）

(2) この改正は、平成26年4月1日以後に申請書等の提出をする場合について適用し、同日前に申請書等の提出をした場合については従前どおりとされています（改正所令附則11、改正所規附則3①）。

➡ 本書276ページ「3 顧客管理帳簿を備えている場合の本人確認書類の提示不要の特例等」参照

(注) 交付金銭等の受領者の告知（所法224の3③）又は株式等証券投資信託等の償還金等の受領者の告知（所法224の3④）をする際に本人確認書類の提示をする場合にも、上記と同様の手続を行うことができることとされました（所令345⑥による読替後の所令343③、346⑥による読替後の所令343③、所規81の26による読替後の81の21③、所規81の30による読替後の81の21③）。

➡ 本書282ページ「3 顧客管理帳簿を備えている場合の本人確認書類の提示不要の特例」又は本書288ページ「3 顧客管理帳簿を備えている場合の本人確認書類の提示不要の特例」参照

5 先物取引の差金等決済をする者の告知の改正

(1) 次に掲げる申請書等については、これらの申請書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。

① 先物取引の差金等決済をする者が告知すべき事項を記載した帳簿を作成するための申請書（所令350の4③）

② 上記①の申請書の提出をした者が氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合に提出する届出書（所規81の36⑤）

(2) この改正は、平成26年4月1日以後に申請書等の提出をする場合について適用し、同日前に申請書等の提出をした場合については従前どおりとされています（改正所令附則13、改正所規附則3②）。

➡ 本書232ページ「3 顧客管理帳簿を備えている場合の本人確認書類の提示不要の特例」参照

6 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

(1) 特定口座異動届出書（氏名又は住所の変更に係るものに限ります。）について、特定口座異動届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました（措令25の10の4①）。

(2) この改正は、平成26年4月1日以後に特定口座異動届出書（氏名又は住所の変更

に係るものに限ります。)を提出する場合について適用されます(改正措令附則10)。

➡ 本書301ページ「第1節 特定口座開設届出書の提出をしようとする者の氏名等の告知等」参照

7 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の改正

- (1) 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している者又は開設していた者は、その非課税口座に設けられた非課税管理勘定の年分の属する勘定設定期間と同一の勘定設定期間内に、一定の手続の下で発行された非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出することにより、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定が可能とされました。ただし、その非課税口座を廃止した日の属する年分(又はその再設定しようとする年分)の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合には、これらの年の翌年分から、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることができることとなります(措法37の14⑤一・二・四・五⑭～⑳、措令25の13⑤、措規18の15の3⑤⑥⑱～㉔)。
- (2) 金融商品取引業者等の営業所の長が、非課税適用確認書の交付申請書の提出を受けた場合に税務署長に提供すべき申請事項(措法37の14⑨)等をその営業所の所轄税務署長に提供する場合において、その所轄税務署長の承認を受けた場合には、その金融取引業者等の営業所の長は、その提供すべき事項(以下「提供事項」といいます。)を、その承認に係る当該所轄税務署長以外の税務署長に提出することができることとされました(措法37の14㉓、措規18の15の3⑳)。
- (3) 上記(1)の改正は、平成27年1月1日以後に提出する金融商品取引業者等変更届出書又は非課税口座廃止届出書について適用することとされています(改正法附則61①)。なお、平成26年1月1日から同年12月31日までの間に非課税口座廃止届出書を提出して非課税口座を廃止した居住者等については、所要の経過措置が設けられています(改正法附則61⑥)。

上記(2)の改正は、平成26年4月1日以後に提供する提供事項等について適用されます(改正法附則61③～⑤、改正措令附則11①～④、改正措規附則5①②)。

➡ 本書305ページ「第2章 非課税口座に関する法定調書の提出等」参照